これまでのあゆみ

平成11年　7月	司法制度改革審議会を内閣に設置
平成13年　6月	司法制度改革審議会最終意見書を内閣に提出
12月	司法制度改革推進本部を内閣に設置
平成14年　3月	司法制度改革推進計画を閣議決定
平成16年　6月	総合法律支援法公布
平成17年　9月	日本司法支援センターの通称を「法テラス」とすると発表
平成18年4月10日	日本司法支援センター設立
	金平輝子理事長就任
4月28日	法務大臣、第1期中期計画を認可
5月25日	法務大臣、業務方法書、法律事務取扱規程、国選弁護人の事務に関する契約約款を認可
10月2日	業務開始（東京でコールセンター始動、常勤弁護士1期生が各地に赴任）
	法務大臣、（財）法律扶助協会からの権利及び義務の承継を認可
平成19年3月30日	総合法律支援法第30条第2項に規定する業務（受託業務）の委託者として日弁連、中国残留孤児援護基金と契約締結
4月1日	中国残留孤児援護基金委託援助業務開始
10月1日	日弁連委託援助業務開始
10月30日	法務大臣、国選付添人の事務に関する契約約款を認可
11月1日	国選付添人に関する業務開始
平成20年4月10日	寺井一弘理事長就任
	顧問会議を設置
9月-12月	法律扶助のニーズと法テラス利用状況の調査（路上生活者も調査対象に含む）を実施
11月13日	法務大臣、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款を認可
12月1日	被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務開始
平成21年 5月1日	法テラス本部移転（千代田区九段北から中野区本町へ）
5月21日	裁判員制度スタート
	被疑者国選弁護制度対象事件の拡大
平成22年2月25日	コールセンターへの問合せ件数が業務開始から累計100万件を突破
2月26日	法務大臣、第2期中期目標を指示
3月1日	「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査報告書」発行
3月30日	法務大臣、第2期中期計画を認可
12月1日	仙台コールセンターが受電業務を開始

平成23年3月11日	東日本大震災発生。仙台コールセンターの受電を打ち切り。東京のコールセンターのみで受電業務を行う。
4月4日	仙台コールセンター、受電業務を再開
4月10日	梶谷剛理事長就任
7月1日	仙台コールセンターに受電業務を完全移行
10月2日	東日本大震災被災地出張所「法テラス南三陸」を宮城県南三陸町に開所
11月1日	「震災　法テラスダイヤル」開始
12月1日	被災地出張所「法テラス山元」を宮城県山元町に開所
平成24年 2月5日	被災地出張所「法テラス東松島」を宮城県東松島市に開所
3月10日	被災地出張所「法テラス大槌」を岩手県大槌町に開所
4月1日	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律（法テラス震災特例法）が施行
4月2日	全国の法テラス地方事務所で震災特例法による法律援助事業を開始
9月30日	被災地出張所「法テラス二本松」を福島県二本松市に開所
11月-12月	「東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査」を実施
平成25年 1月7日	コールセンターへの問合せ件数が累計200万件突破
3月1日	「東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査報告書」発行
3月17日	被災地出張所「法テラスふたば」を福島県広野町に開所
3月24日	被災地出張所「法テラス気仙」を岩手県大船渡市に開所
4月1日	常勤弁護士を被災自治体へ任期付職員として派遣 多言語情報提供サービスを開始
10月1日	7か所の被災地出張所における相談件数1万件を突破
12月1日	被害者参加旅費等支給業務を開始
平成26年2月28日	法務大臣、第3期中期目標を指示
3月28日	法務大臣、第3期中期計画を認可
4月1日	ハーグ条約適用事件が新たな援助対象に
4月10日	宮﨑誠理事長就任
6月18日	国選付添人制度対象事件の拡大
平成27年3月31日	法テラス震災特例法の延長が決定（平成30年3月31日まで）
平成28年2月18日	コールセンターへの問合せ件数が累計300万件突破
4月14日	熊本地震発生
6月3日	「総合法律支援法の一部を改正する法律」公布
7月1日	熊本地震被災者に対する「被災者法律相談援助」開始
平成29年 1月	民事法律扶助　援助件数（代理援助・書類作成援助）累計100万件突破

平成29年度の主な出来事

平成29年４月　**多言語情報提供サービスにタガログ語を追加し、7か国語に**

7月11日　**九州北部豪雨災害対応**
「九州北部豪雨に関するＱ＆Ａ」を作成し、ホームページに掲載。
被害にあわれた方への情報提供を開始。

9月27日　**「総合法律支援法の一部を改正する法律」の全面施行日を平成30年１月24日とする政令が公布**
追加された内容は、以下の４点。
１　認知機能が十分でない方に対する援助の拡充
２　大規模災害の被災者に対する法律相談援助の創設
※熊本地震の発生を受け、平成28年7月に先行施行
３　ＤＶ・ストーカー・児童虐待の被害者に対する資力にかかわらない法律相談援助の創設
４　常勤弁護士の資質の向上等に関する法テラスの責務の明確化

9月１日　**「大韓法律救助公団創立30周年記念　法律救助国際シンポジウム」に参加**

9月18日～21日　**「ＬＡＷＡＳＩＡ東京大会2017」に参加**
「アジアのリーガルエイドの発展と将来課題～持続的発展のためのロードマップ～」に参加し、法テラスの情報提供業務における多言語情報提供サービスを紹介。

9月22日　**「リーガルエイド・司法アクセス　2017アジア国際円卓会議」を共催**
アジア各国・地域から司法アクセスの確立に取り組む実務者を招き、リーガルエイド及び司法アクセスの知見と課題を共有・検討。

10月20日　**法テラスシンポジウム（埼玉）「渡る世間はトラブルばかり～落語と演劇で学んで得する身近な法律～」開催**

10月28日　**法テラスシンポジウム（滋賀）「法テラス劇場～演劇とクイズを交えたおとなのための法教育～」開催**
⇒シンポジウムに関する詳細はP38.『１－８　法教育』へ

平成30年１月24日　**改正総合法律支援法が全面施行**

3月30日　**法テラス震災特例法の２度目の延長が決定（平成33年3月31日まで）**